

● 特別養子縁組が15歳未満まで可能に

児童養護施設などに入所している子どもで、虐待などがあり家庭に戻ることが難しい場合など、家庭に恵まれない子どもの健全な養育が目的の特別養子制度の対象年齢を現行の原則として6歳未満（例外的に8歳未満）から原則15歳未満（例外的に17歳未満）に引き上げる改正民法が6月7日の参院本会議で可決、成立した。同制度の見直しは1987年の創設以来初めてとなる。特別養子制度は、家名や家業の存続などに使われることが多い普通養子とは異なる。特別養子縁組をすると実父母と親族関係がなくなり、養親子関係は普通養子よりも強くなる。また、現行制度では、実親が子の引き渡しに同意しても、家庭裁判所の審判が正式に確定するまではいつでも撤回できるようになっている規律をあらため、同意してから2週間が経てば撤回できないようにするとともに、審判を2段階に分け、第2段階では実親を関与させないようにして養親候補者が同意撤回の不安を抱えるのを防ぐ規律も加えた。虐待を受けて児童養護施設に入った後、里親に引き取られている子供が、親子関係を結ぶ場合などに活用が進むことが期待される。公布日から1年以内に施行される。